

## カラフルタウン岐阜ギフトカードご利用約款

### 第1条（約款の趣旨）

「カラフルタウン岐阜ギフトカードご利用店一覧」（以下「ご利用店一覧」といいます。）に記載された各店（以下「取扱店」といいます。）は、株式会社トヨタオートモルクリエイティブ（以下「発行元」といいます。の発行するカラフルタウン岐阜ギフトカード（以下「ギフトカード」といいます。）を、この約款にしたがって取り扱うものとし、ギフトカードの所持者（以下「お客様」といいます。）は、この約款によりお取引をしていただきます。

### 第2条（ギフトカードが利用できる場合）

- （1）お客様は、ギフトカードを「ご利用店一覧」に記載された取扱店で商品を購入し、またはサービスの提供を受ける際に、券面記載の金額で代金のお支払いにご利用いただけます。ただし、商品券、ギフトカード、印紙、切手、ハガキその他取扱店がギフトカードの利用ができないものとして指定した商品等の代金のお支払いには、ご利用いただけません。
- （2）ギフトカードをご利用になれる取扱店は、ギフトカードの発行および取り扱いに関する契約の新規締結や終了等によって、増減することがあります。

### 第3条（ギフトカードが利用できない場合1）

次の場合には、ギフトカードをご利用いただくことはできません。

- （1）ギフトカードが偽造、変造されたものであるとき。
- （2）お客様がギフトカードを違法に取得したとき、または違法に取得されたギフトカードであることを知りながらもしくは知ることができている状態で取得したとき。
- （3）ギフトカードがミシン線にそって切り取られているとき、ギフトカードの破損その他の事由により証票番号の照合ができないとき、またはギフトカードの3分の1以上が滅失しているとき。

### 第4条（ギフトカードが利用できない場合2）

- （1）発行元に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該発行元の発行したギフトカードは、ご利用いただけないことがあります。
  - ①破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
  - ②手形交換所の取引停止処分を受けたときその他支払いの停止があったとき。
  - ③重要な財産に対する仮差し押え、保全差し押さえまたは差し押さへの命令もしくは通知があったとき。
  - ④天災地変その他の理由により営業を停止したとき。
  - ⑤ギフトカードの発行および取り扱いに関する契約に対する違反または不履行があったときまたは当該契約が終了したとき。
  - ⑥前各号のほか信用が著しく低下したと認められる担当の事由が生じたとき。
- （2）発行元が発行するギフトカードが偽造または変造されたものでないことの確認が困難になった場合その他相当の事由がある場合には、取扱店は、当該ギフトカードの取り扱いを一時停止することがあります。

### 第5条（ギフトカードの再発行をする場合）

第3条第3号の場合において、発行元が、当該ギフトカードが偽造または変造されたものでないことおよび未使用のものであることを確認でき、かつ、ギフトカードの滅失が2分の1未満のときは、お客様は、発行元が定める方法でそのギフトカードをご提出いただくことにより、手数料ご負担いただいた上、発行元においてギフトカードの再発行を受けることができます。

### 第6条（ギフトカードの再発行をしない場合）

お客様が、ギフトカードを盗まれたり紛失された場合等には、発行元は、ギフトカードの再発行をいたしません。

### 第7条（取り扱いの変更）

ギフトカードの取り扱いについて、この約款を変更する場合には、一定の予告期間を置いて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

### 第8条（発行保証金の還付）

- （1）発行元は、発行保証金の供託その他の手段により、ギフトカードのかかる前受金について、「前払式証票の規則等に関する法律」に定める割合で保全処置を講じています。
- （2）発行元の破産等により、発行元を含むすべての取扱店においてギフトカードの利用ができなくなったときは、前項の保全処置により供託された当該ギフトカードの発行元に関わる発行保証金について、同法の規定に基づき還付を受けることのできる制度があり、お客様は、還付手続きの開始が官報等により公示された後に、財務（支）局に申し立て、所定の手続きを経たうえで還付を受けることができます。

付則 この約款は、2006年9月30日から適用します。